

看護師奨学金貸与制度

看護師を目指している学生で、当該学校を卒業後、当院への就職を希望する学生に対して奨学金を貸与することにより修学を支援する制度です。

1. 対象者	心身ともに健全で、看護学校に在学中又は、入学が決定して資格取得後当院に勤務する意欲がある方。
2. 奨学金貸与額	月額 50,000円（上限） ※奨学金は無利子で貸与します。
3. 返還の免除	看護学校を卒業後、奨学金の貸与期間と同じ期間以上を当院の看護師として勤務した場合は全額免除となります。
4. 貸与の一時停止	看護大学、看護学校を長期欠席又は、休学した時は、奨学金の貸与を一時停止することがある。
5. 奨学金の返還	1. 次の場合に奨学金の返還を求めます。 1) 奨学金の貸与の決定が取り消された時 ①看護大学、看護学校を退学した時 ②心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められた時 2) 看護大学、看護学校卒業後、2年以内に看護師免許を取得できなかった時 3) 当院に看護師として就職しなかった時 2. 免除期間満了前に退職した場合は、規則に基づき計算した額の貸与金額の返還を求める 3. 奨学資金の返還は、返還すべき事由が生じた日の属する翌日から起算して3ヶ月以内に一括返金していただく 4. 理事長が特に必要と認めた時は、奨学金又は返還すべき金額を分割納付できる場合がある（死亡などの場合） ※分割納付は奨学金の貸与資金と同じ期間内に半年賦の均等返還となる
6. 遅滞利息	正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかった場合には、奨学金を返還すべき翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、返還すべき金額の年14.5のパーセントの割合で計算した延滞利息を支払っていただく。 ※延滞利息は、閏年の日を含む期間においても365日当りの割合とする。
7. 受付期間	随時 受付時間: 午前8時30分～午後5時（土日、祝祭日は除く）
8. 提出書類	① 奨学金申請書 ② 本人履歴書（写真添付） ③ 在学証明書及び成績書（看護学校等に在学している方） ④ 入学決定の証明になる書類及び最終学校の成績書（看護学校等に入学が決まっている方） ⑤ 住民票写し ⑥ 健康診断書

- 審査後、承認の有無は書面にて申請者本人に連絡いたします。
- 承認された方には誓約書を郵送いたします。
- 承認された方は誓約書に記載、捺印後返送してください。
 - ・連帯保証人(2名)の方の自筆署名捺印が必要です。
 - ・上記で使用された印鑑証明書を添付して下さい。
 - ・連帯保証人は申請者本人と別生計の成人親族とします。
 - ・連帯保証人2名のうち1名は申請者の父または母としてください。

担当 〒859-6131
長崎県佐世保市江迎町赤坂299番地
地方独立行政法人 北松中央病院
Tel:0956-65-3101
事務部長 田中 明憲
看護部長 前田 さとみ